

## 法人県民税・事業税、地方法人特別税等の税制改正について

長野県／県税事務所

平成 31 年度税制改正において、【地方法人課税の偏在是正】の一環として、以下の改正が行われました。この改正は、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

### 【法人事業税の税率改正】

法人事業税（所得割・収入割に限る）の標準税率が以下のとおり改正されました。

区分	法人の種類	所得等の区分	税率		
			平成 27 年 4 月 1 日 以後開始事業年度	令和元年 10 月 1 日 以後開始事業年度	
所得を課税 標準とする 法人	普通法人、 公益法人、 人格のない 社団等	所得のうち年 400 万円以下の金額	3. 4%	<b>3. 5%</b>	
		所得のうち年 400 万円を超え 800 万円以下の金額	5. 1%	<b>5. 3%</b>	
		所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得	6. 7%	<b>7. 0%</b>	
		軽減税率不適用法人※の所得	6. 7%	<b>7. 0%</b>	
	特別法人 (協同組合 ・信用金庫 ・医療法人 など)	所得のうち年 400 万円以下の金額	3. 4%	<b>3. 5%</b>	
		所得のうち年 400 万円を超える金額及び清算所得	4. 6%	<b>4. 9%</b>	
		軽減税率不適用法人※の所得	4. 6%	<b>4. 9%</b>	
収入金を課 税標準とす る法人	電気・ガス 供給業又は 保険業を行 う法人		0. 9%	<b>1. 0%</b>	
			平成 29 年 4 月 1 日 以後開始事業年度	令和元年 10 月 1 日 以後開始事業年度	
外形標準課 税法人	普通法人 (資本金の 額又は出資 金の額が 1 億円を超え る法人)	所得 割	所得のうち年 400 万円以下の金額	0. 3%	<b>0. 4%</b>
			所得のうち年 400 万円を超え 800 万円以下の金額	0. 5%	<b>0. 7%</b>
			所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得	0. 7%	<b>1. 0%</b>
			軽減税率不適用法人※の所得	0. 7%	<b>1. 0%</b>

※軽減税率不適用法人とは、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上で、3 以上の都道府県に事務所（事業所）がある法人をいいます。

### 【特別法人事業税の創設】

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税が廃止されました。それに伴い復元される法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約3割）が分離され、特別法人事業税（国税）となります。

区分	地方法人特別税		特別法人事業税
	税率		税率
	平成28年4月1日以後開始事業年度	令和元年10月1日以後開始事業年度	
外形標準課税法人以外の普通法人の所得割額	43.2%	<b>廃止</b>	37%
所得金額課税となる特別法人の所得割額			34.5%
外形標準課税法人の所得割額	414.2%		260%
収入金課税法人の収入割額	43.2%		30%

### 【法人県民税法人税割の税率改正】（平成28年度税制改正）

法人県民税法人税割の税率については、平成28年度改正により、以下のとおり変更されます。

区分	税率	
	平成26年10月1日以後開始事業年度	令和元年10月1日以後開始事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円以下でかつ法人税額（分割前）が1千万円以下の法人	3.2%	1.0%
上記以外の法人	4.0%	1.8%

### 【予定申告に係る経過措置】

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告については、次の計算により算出します。

法人県民税法人税割	前事業年度の法人税割額×1.9÷前事業年度の月数
法人事業税	前事業年度の法人事業税額（割ごとの額）÷前事業年度の月数×6.3
特別法人事業税	前事業年度の法人事業税額÷前事業年度の月数×2.3

その他、ご不明な点がございましたら、長野県庁税務課課税係（電話:026-235-7048、e-mail:zeimu@perf.nagano.lg.jp）、又は申告書を提出している県税事務所までお問合せ下さい。